

小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金交付要綱

制定：令和2年7月 1日
一部改正：令和3年8月19日
一部改正：令和4年4月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに三世代での同居や近居をするために本市に転入する者が中古住宅の購入や増改築などを行う場合に、その経費の一部を補助することにより、子育てに関する負担を軽減し、もって子育て世代等の転入の促進を図ることを目的として交付する小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 三世代同居又は三世代近居を開始した日（以下「開始日」という。）において、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定の者を含む。以下「18歳未満の子」という。）及びその父母（いずれか一方である場合を含む。次号において同じ。）等で構成され、同居している世帯
- (2) 親世帯 子育て世帯の父母等で構成される世帯
- (3) 三世代同居 子育て世帯と親世帯が、同一住宅に居住すること。
- (4) 三世代近居 子育て世帯と親世帯が、小樽市内に居住すること。
- (5) 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅（マンションを含む。）
- (6) 増改築 既存住宅の増築又は一部を解体し造り替える工事（外構工事を除く。）
- (7) リフォーム 既存住宅の修繕、模様替等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事（外構工事を除く。）
- (8) 市税 個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
- (9) 未就学児 開始日において、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定の者を含む。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、三世代同居又は三世代近居をする者が行う次のいずれかの事業とする。

- (1) 中古住宅（補助金に関係する世帯員の三親等以内の者が所有するものを除く。）の購入
- (2) 増改築又はリフォーム（小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例（平成13年小樽市条例第3号）の規定による融資を活用する場合を除く。以下「増改築等」という。）の実施

2 前項第2号の増改築等は、次の要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内事業者（小樽市住宅エコリフォーム助成規則（平成28年小樽市規則第12号）第4条第5項の施工業者をいう。）が工事を施工すること。
- (2) 小樽市住宅エコリフォーム助成規則の規定による補助金（以下「エコリフォーム補助金」という。）と併用する場合は、エコリフォーム補助金に係る工事個所及び工事費と補助対象事業が明確に区分されていること。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子育て世帯又は親世帯が市外から転入し、三世代同居又は三世代近居を行う子育て世帯及び親世帯の者のうち補助対象事業に係る住宅の購入等の契約者
- (2) 補助対象者の世帯員（子育て世帯及び親世帯に属する者をいう。以下単に「世帯員」という。）のいずれかが補助対象事業に係る住宅の所有者であること。
- (3) 世帯員が、補助対象事業に係る住宅での居住を5年以上継続する予定であること。
- (4) 世帯員が、第6条の規定による補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、納期限が到来している市税（転入者にあつては、転入前の市町村税をいう。）を完納していること。

- (5) 世帯員が、申請日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (6) 世帯員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 世帯員が、小樽市移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年11月6日施行）により支給される移住に伴う支援金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 世帯員が、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 世帯員のうちに小樽市職員がいないこと。
- (10) 世帯員が、地域の町内会などに加入し、又は加入する意思があること。
- (11) 開始日において、子育て世帯又は親世帯のどちらかが2年以上本市に住所を有する世帯であるとともに、転入するもう一方の世帯が開始日の前1年間に本市に住所を有していない世帯であること。
- (12) 補助対象事業は、転入する世帯の者が居住するため、開始日の前1年間に行ったものであること。

（補助金の額）

第5条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、開始日から起算して1年以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 子と親の関係が分かる戸籍全部事項証明書の写し
 - (2) 子育て世帯又は親世帯のどちらかが開始日において2年以上本市に住所を有する世帯であることが分かる世帯員の住民票の写し又は戸籍の附票の写し並びに転入するもう一方の世帯が三世帯同居又は三世帯近居を開始したことの分かる世帯員の住民票の写し及び開始日の前1年間に本市に住所を有していないことが分かる世帯員の住民票の写し又は戸籍の附票の写し
 - (3) 未就学児の子どもが胎児である場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定が分かる書類
 - (4) 補助対象事業に関係する住宅の位置図
 - (5) 住宅の図面（増改築等にあつては工事内容が分かるもの）
 - (6) 住宅の写真（増改築等にあつては工事施工前、施工中及び施工後の状況が分かるもの）
 - (7) 住宅の全部事項証明書の写し
 - (8) 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の写し又はこれと同等の内容を証明できる書類
 - (9) 売買契約書、工事契約書及び経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (10) 領収書の写し
 - (11) 増改築等同意書（増改築等をする住宅に所有権者が複数いる場合に限る。）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿などによって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。
- 3 規則第14条の規定による実績報告は、第1項の交付申請書及び添付書類の提出をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 規則第15条の規定による額の確定及び通知は、第1項の決定及び通知をもって、これに代えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受けた補助対象者（以下「補助決定済者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをする補助決定済者は、補助金交付決定取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助決定済者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助決定済者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定済者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に規定する期日までに書類の提出がないとき。

(3) 期間内に補助対象事業が完了しないことが明らかになったとき。

(4) 取得及び増改築等した住宅を、本来の目的以外の用途で使用したとき。

(5) 第4条第3号の規定に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

(6) 市が行う調査に協力しないとき。

(7) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、補助決定済者に対して、交付決定の取消し・補助金の返還通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 補助決定済者は、補助対象事業に関する書類を、完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(調査への協力)

第13条 この要綱の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、市が行う調査に協力しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行し、令和3年4月7日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日以降に開始した三世代同居又は三世代近居について適用する。

2 この要綱による改正前の小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額		限度額
		基準額	加算額	
第3条 第1項 第1号 に掲げる事業	中古住宅の購入に要した費用（諸費用、消費税及び地方消費税相当額を除く。）	基準額	補助対象経費の2分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	30万円
		加算額	未就学児 一人につき 15万円 18歳未満の子（未就学児を除く。） 一人につき 10万円	30万円
第3条 第1項 第2号 に掲げる事業	増改築等に要した費用（消費税及び地方消費税相当額並びにエコリフォーム補助金に係る工事費を除く。）	基準額	補助対象経費の2分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	20万円
		加算額	未就学児 一人につき 15万円 18歳未満の子（未就学児を除く。） 一人につき 10万円	20万円
備考 併用住宅の場合は、住宅部分の費用のみを対象とする。この場合において、中古住宅の購入費用は、住宅部分及びその他部分をそれぞれの延べ床面積により、按分する。				